

表7-9 矢田ダム建設計画

年月	おもなできごと	おもなできごと
1964.1	大分地区が「新産業都市建設促進法」による新産業都市の指定を受ける。	1980.6 平松知事、県議会で8号地計画の凍結解除を表明。
1969.8	大分県、一級河川大野川の支流平井川（大野町・朝地町）に矢田ダム建設計画（多目的ダム）を發表。	1981. 老朽化のため、水没地域にある南部小学校新築移転問題が浮上。
1970.10	県、ボーリングなど「予備調査」開始（～1971.10）。	1982.3 反対協、町が県からダムに関わる補助金を受け取ったことに抗議。今後、補助金を受けられない旨の「確約書」を町と取り交わす。
1971.12	大野町矢田ダム反対協議会（反対協）が発足（16集落、336戸）。	1986. 町、南部小学校を現在地（水没予定地内）にて改築することを決定。県も承認。
1971.16	県、町に対して「実施計画調査」の申し入れ（～8月に町が「応じ難い」と回答）。	1989.3 反対協、20周年記念大会開催。
1971.8	町、矢田ダム対策協議会を発足させる。	1992.5 豊肥水害（1990.7）によって崩壊した沈没の堤（丸電取水堰の直下流）壁面の補修工事を開催する協議開始。
1972.1	建設省、「実施計画調査」に着手し、三重町に矢田ダム調査事務所を設置。	1994.5 住民有志が「ちんだ境の会」（境の会）を結成し地域づくり活動を開始（前身の活動は、80年代半ば～）。
1972.5	反対協の代表20人が県部長に対し計画中止を要求。	1995.10 「第1回舟まつり」の開催（以後、毎年10月に開催）。
1973.3	反対協、建設省に対しダム計画の中止を申し入れ。	1995.12 会計検査院が矢田ダム計画をはじめ、進歩していない全国6箇所のダム事業を公表。
1973.5	新産業都市第2期計画（8号地理立計画）が、つたん中断される。	1996.7 水利施設更新時（1998.7）を目標に取水堰からの放水量に関する協議（県、九州電力、町、港の会）を開始。
1974.12	反対協のメンバー200名強が1764世帯の署名を携えて県へダム計画の抗議に行く。	1997.5 改正河川法が成立。同年10月施行。
1974.3	建設省、大野川水系工事実施基本計画を改訂。矢田ダムが基本計画に組み込まれる。	1998.1 町、大野町ダム対策委員会を設置し、国や県に精神的・経済的被害の補償や社会基盤整備を要求。
1974.12	立木知事（当時）が大野・朝地両町を訪問し、ダム建設への協力を要請。反対住民が公用車を取り組み抗議行動。	2000.3 矢田ダム計画の完全中止と地域振興を求める住民の総決起大会を開催。
1975.2	足立町長、県・建設省の説明会開催の受け入れ方針を表明。	4 滝の会、地元集落の共有地（山林）を借りて「滝見公園」（展望公園）を整備。
1975.4	建設省（矢田ダム調査事務所）が水没関係者に対するハガキによるアンケートを実施。	5 反対協、「矢田ダム地域振興協議会」へと名称変更。
1975.6	町長の姿勢を問うため反対協と県執行部と集団交渉。「地元の反対が様く限り推進はしない」という町長発言を了承。	6 建設省、矢田ダム計画の中止を正式発表。
1975.7	100名近くの住民が、穴の空いたアンケートに対し、調査事務所に押寄せ抗議【針穴事件】。	2001.4 平井川が国土交通省の直轄区間から大分県管理区間に移行。
1975.8	反対協が分裂。新たに「矢田ダム対策会議」（対策会議）が結成される。	7 町企画課、水没地域の集落ごとに地域整備に関する個別ヒヤリングを開始。
1975.12	建設省と県が初めて地元説明会を開催。対策会議のメンバー約140名が参加。反対協はボイコット。	（出典）矢田ダム反対協議会（1989）や九州地方建設局矢田ダム調査事務所（1991）、川名（1992）、新聞各紙（1大分合同新聞）「熊本日日新聞」「西日本新聞」「西日本新聞」をもとに作成。
1976.3	反対協ほか計4団体が連名で、立木知事に公開質問状を提出。	
1976.4	県と流域市町村（大分市・佐賀県・千歳村・三重町）が「矢田ダム建設促進協議会」を結成。	
1976.5	大野町農協、理事会でダム反対を決議。	
1976.7	同月、矢田ダム建設反対地大集会が中央公民館で開催（600名規模）され、九州大学教授（地質学）らが講演。	

表8-9 「細川内ダム建設問題」の経過

年月	おもなできごと	おもなできごと
1967.12	県議会で、知事が日早ダム計画（細川内ダムの前身）を多目的ダムとして、建設省に予算計上の要請を行うと答弁。	1992.12 県議会、徳島経済同友会の陳情を採択。同月、次年度予算の大蔵原案で細川内ダムの建設事業費4億円が保証。
1969.	建設省が細川内ダムの予備調査を開始（～1971年度）。	1993.1 1991年3月のダム撤回決議案を当時の村議長が放置していた問題で、同志会が村議5名のリコール請求へ（＝リコール運動②）。
1971.8	村民約120名に対して村が細川内ダム計画の説明会を開催。村長が、計画を受け入れた上で補償交渉には全力をつくすと宣言。同月、台風23号のために中流域の驚蟄町で水害が発生（128戸浸水）。後に長安口ダムの過放流が原因として住民64名が退避。	3 村長、一時失踪の末に辞職。リコール運動の対象となつた5村議も辞職。協定などを母体とする「那賀川川守の会」が発足。
1973.9	木頭村の水没予定地域の住民らが中心となって細川内ダム対策連合会議（約100戸；以下、同志会）を結成。村に反対陳情。	4 村長が無投票で当選。同年、建設省の調査事務所が工事事務所に格上げ。
1974.10	同志会が388戸718名の署名を携えて県にダム反対の陳情。	5 村長と村議6名が副知事に対する計画の白紙撤回を申し入れ。
1972.4	建設省（四国地建、徳島工事事務所内に細川内ダム調査事務所を開設（同年12月に那賀川の下流域阿南市へ移転）。	6 村議会内に細川内ダム建設阻止対策委員会が設置（以後、1998年10月末までに40回開催）。
1973.3	建設省、細川内ダム計画の説明会を開催。	9 村長と村議長、村議が有権者の74%に当たる134名の署名をもって五十嵐建設大臣に計画撤回の陳情。
1974.3	建設省、木頭村長と村議会に実施計画調査の協力を要請。	10 水源開拓問題連絡協議会が結成され木頭村が加盟。同月、圓藤知事が村長・村議と会談。当面の調査凍結を約束。
1974.4	県、細川内ダム建設促進対策班を設置。	11 水源開拓問題連絡協議会が細川内ダム意見交換会を開催。同月、大阪弁護士会の公事対策委員会所属の7名が木頭村に駐在し、木頭村を訪問。
1974.11	ダム反対同盟が全員一致で自主解散を決定。同時に、上記基本構想を廃止。	12 社会党（当時）の堂本恵子氏ら衆参の国会議員3名が木頭村を訪問。村長と会談。
1975.12	12月定期例議会で、村議会が全員一致で反対のモチベーション（定数12）。	13 長安口ダム建設反対車の恨み同士会が誕生（約3000名）。
1975.7	村長の懇親会として、木頭村ダム対策協議会が発足（村議長や村議、各集落および村内各団体の代表など計37名）。	14 村議会で、「木頭村ダム阻止を守る環境基本条例」と「木頭村ダム阻止条例」が可決成立。同年、村内の「柔軟派」4団体に対して、県がダム振興計画の説明会を開催（約100名）。
1976.9	台風17号による大災害が発生。1日としては国内最高の降水量を記録。	15 木頭村を訪問してダム計画に対する協力を要請。
1976.11	ダム対策協議会が「のべ11回にわたる協議の結果、建設省並びに県から申し入れのあった細川内ダム調査についてこれを拒否すべきとの結論に達した」とする最終答申を発表。	16 長安口ダム水害訴訟、徳島地裁が原告（住民）勝訴の判決。同月、県に2560万円の賠償金支払を命じる。
1983.7	三木知事、木頭村を訪問し、村長と議会に対してダム計画の協力を要請。	17 三木知事、木頭村を訪問してダム計画に対する協力を要請。
1988.6	長安口ダム水害訴訟、徳島地裁が原告（住民）勝訴の判決。	18 岩谷昭三議員が細川内ダム計画に開示したダム抜きの村々合意書を議院議長に提出（以後、計3回）。同月、村議会で理事者側が提出したダム抜きの村々合意書を議院議長に提出（以後、計5回）。
1990.3	三木知事、木頭村を訪問し、村長と議会に対してダム計画の協力を要請。	19 木頭村の自然にひたりながらダム問題への理解を深めよう」と第1回那賀川エコ・ツーリングが木頭村で開催（以後、計5回）。
1991.3	県議会、ダム計画の白紙撤回をもとめる決議案を提出。	20 新進党（当時）の草川昭三議員が細川内ダム計画に開示したダム抜きの村々合意書を議院議長に提出（以後、計5回）。同月、村議会で理事者側が提出したダム抜きの村々合意書を議院議長に提出（以後、計5回）。
1992.4	徳島経済同友会、県議会に「細川内ダム建設事業の促進」を陳情。	21 木頭村の対象となった細川内ダムと吉野川第十堰に県民の意見を反映させようと「ダム・堰にみんなの意見を反映させる会」が発足。
7	県、次年度予算の県への要望の中で、細川内ダム計画を「重要事項」から「最重点事項」に格上げすることを決定。	